

6 輸 国 第 876 号
6 水 漁 第 347 号
令和 6 年 5 月 31 日

都道府県知事
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
水産庁長官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

我が国から台湾向けに輸出される貝類の衛生証明書の発行等に関する手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 TW-S1「台湾向け輸出貝類の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、台湾側との協議の結果、令和 6 年 6 月 1 日から、本要綱に基づく衛生証明書の発行方法について紙発行から電子発行に切り替えることとしたことから、本要綱について、下記のとおり所要の改正を行い、令和 6 年 6 月 1 日付けで施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

記

- 1 衛生証明書の発行方法が紙発行から電子発行に切替わることに伴う改正
- 2 その他所要の改正